

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 小字の廃置
- 失業保険の適用を除外される者
- 種畜証明書の書換交付
- し、体不自由児施設の開所
- 豚コレラ予防に関する規則による区域の指定

規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十三号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を
改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥
取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 事務の処理及び服務

（事務の代決）

第三十六条の二 所長に事故があるときは、あらかじめ
所長が指定した係長がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後継を
受けなければならない。但し、軽易なものについては
この限りでない。

（事務引継）

第三十六条の三 所長が転職、免職又は退職の場合は、
すみやかに書類、帳簿その他重要事項につき引継書を
作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引き継が
なければならない。

2 前項の引き継ぎを完了したときは、連署をもつて、その状況を知事に報告しなければならない。
(服務)

第三十六条の四 所長は県外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し、上司の命による場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
別表第一中三の(十五)の次に次のように加える。

(十六) 計量法第二百二十二条に基く手数料

別表第一中五の(一)の次に次のように加える。
(二) 鳥取県屠場使用料条例に基く使用料

附 則

この規則は、公布の日から施行し、別表第一の三の(十六)については、昭和三十年六月一日から、別表第一の五の(二)については昭和三十年七月一日から、それぞれ適用する。

告 示

鳥取県告示第三百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十六条第一項の規定により、昭和三十年六月二日から三朝町において、大字田代の区域内の小字サシブキ、エンゾウ及び真山の区域を廃止し、その区域に小字真山を画する旨三朝町長より届出があつた。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百八十二号

失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)第七条及び同法施行規則(昭和二十四年労働省令第六号)第六条第一項第三号の規定により、失業保険法の適用を除外される者は次のとおりである。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

次に掲げる町村に雇用される者であつて、国家公務員退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)に準じ退職手当を支給される者。

町 村 名 適用年月日

会 見 町	昭和三十年四月二十五日
大 栄 町	五月 一日
伯 南 町	五月 二十日
高 宮 村	六月 三十日

気 高 町 〃 七月 一日

鳥取県告示第三百八十三号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明 明書番 号	名号 品 種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三〇鳥 取一〇鳥 第五号	宝来 黒毛 和種	鳥取県東伯郡東郷 町 本庄 肇	鳥取県東伯郡東郷 町 本庄 壽美江

鳥取県告示第三百八十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十三條の三の規定による、し体不自由児施設を次のように開所した。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
名 称 鳥取県立整肢学園

所在地 米子市上福原一、八三二の一
収容定員 五十四名
開所年月日 昭和三十年八月一日

鳥取県告示第三百八十五号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定した。

昭和三十年八月九日

鳥取県知事 遠藤

茂

移入禁止区域

静岡県 岡部

昭和四年四月十五日第三種郵便物ノ可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

取

印

刷

所